

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度養子縁組里親支援事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター210 号室

公益社団法人 家庭養護促進協会

理事長 山縣 文治

3 随意契約理由

本事業は養子縁組などの家庭養育が望ましいと判断された要保護児童と本市内外で登録している里親や養子縁組を希望する保護者に対して里親委託に関する支援を行う事業である。

本事業では養子縁組希望者への里親委託の支援や研修の開催、里親家庭への訪問、養子縁組成立後の保護者同士の交流支援等、里親子のマッチングから養子縁組成立後の支援まで一貫して行う業務であり、きわめて高度の専門性と実績を必要とする。

上記事業者は、法律に定める民間あっせん機関の許可を有しており、また毎日新聞大阪本社と連携（昭和 39 年～）し、毎週日曜日朝刊の「あなたの愛の手を」欄に、本市、大阪府、堺市及び豊中市の里親が必要なこどもたちを紹介する記事を掲載し、全国から養親希望の里親の申し込みを受付けている。応募があった里親候補者を調査、選定の上、本市に推薦する仕組みを構築しており、本市および新聞社の両者と密接に連携して児童福祉法上の里親開拓を行っている。

現状、上記のように民間あっせん機関の許可を有し、かつ、児童相談所および新聞社という大手メディアとも連携しながら広く養親候補者を募ることができる事業者はほかには存在しないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター

（電話番号 06 - 4301 - 3146）

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 里親等相互交流支援事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市里親会

3 随意契約理由

大阪市里親会は、里親同士が交流し悩みや相談も分かち合いながら受託児童の養育の向上を図ることを目的として結成された団体であり、大阪市認定の養育里親に対して交流支援や相談指導等を行う唯一の団体である。

本事業については、里親制度を理解しているだけでなく、里親等が一人で養育の悩みを抱え込み孤立することのないよう、当事者にしか分からない養育上の悩み等を把握し、定期的な交流を行って当事者同士の繋がりを築きながら、養育技術の向上を図っていくことが必要である。大阪市里親会は里親に対する一貫した支援を行うことができ、また、本市登録里親に対して同様の支援が可能な団体は他に存在しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号により特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター
(電話番号 06 - 4301 - 3146)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度北部こども相談センター昇降機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
大阪市北区梅田1-13-1
フジテック株式会社 近畿統括本部
近畿統括本部長 山口 治徳
- 3 随意契約理由
昇降機設備については、建築基準法及び関係法令により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことが義務付けられている。
昇降機設備は、各製造会社により構造や規格が異なるため、その保守管理については、機材の確保・互換性を考慮すると、昇降機の製造会社あるいはそのサービス会社以外では実施できない。
したがって、本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該昇降機の製造・設置会社であるフジテック株式会社に特名随意契約により委託するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
こども青少年局中央こども相談センター管理担当
(電話番号 06-4301-3146)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度中央こども相談センター分館昇降機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
大阪市中央区城見2丁目2番22号
日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社
支社長 黒田 昌行
- 3 随意契約理由
昇降機設備については、建築基準法並びに関係法令により性能維持と安全運行を図るため、1ヶ月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことが義務付けられている。
昇降機設備は、各製造会社により構造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、機材の確保・互換性を考慮すると、昇降機の製造会社あるいはそのサービス会社以外では実施できない。
したがって、本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該昇降機の製造・設置会社である日本オーチス・エレベータ株式会社に特名随意契約により委託するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
こども青少年局中央こども相談センター管理担当
(電話番号 06-4301-3146)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度中央こども相談センター昇降機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
大阪市西区江戸堀2-6-33
日本エレベーター製造株式会社
大阪営業所 所長 皿澤 良三
- 3 随意契約理由
昇降機設備については、建築基準法及び関係法令により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことが義務付けられている。
昇降機設備は、各製造会社により構造や規格が異なるため、その保守管理については、機材の確保・互換性を考慮すると、昇降機の製造会社あるいはそのサービス会社以外では実施できない。
したがって、本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該昇降機の製造・設置会社である上記事業者と特名随意契約により契約するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
こども青少年局中央こども相談センター管理担当
(電話番号 06-4301-3146)

随意契約理由書

1 契約案件名

令和 8 年度 離婚・養育費に関する無料専門相談業務委託（概算契約）

2 契約相手方

大阪弁護士会 会長 中井 洋恵

3 随意契約理由

本事業は、離婚・養育費に関する法律的な知識を要する専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスを行うものである。

業務の履行にあたっては「離婚・養育費問題」に対応するために、ある程度の経験や識見を有している弁護士の派遣を受けることが望ましく、また随時の相談対応等において必要な弁護士を安定的に確保する必要があるが、委託先である大阪弁護士会は、弁護士法第 31 条第 2 項に基づいて設立された弁護士の指導・連絡・監督などの事務を行なう強制加入団体であり、大阪市を拠点する弁護士が全員所属している唯一の団体である。

また、弁護士紹介制度を無料で実施しており、受付弁護士が事案の内容などをヒアリングし、弁護士の紹介を実施するというノウハウを有しているため、予定する担当弁護士が対応不可能となった場合にも、代替要員を派遣するなど不測の事態にも安定的に対応することができるという理由から、本事業の委託を唯一履行できる受注者と言える。

また、本事業について相談案件によっては継続相談が見込まれることになり、その受託による利益を目的とした不適切な入札を招きかねない懸念が生じるが、大阪弁護士会は法律相談に赴く担当弁護士が継続的な法律相談受任を直接行わない体制を構築しており、受託利益を想定した不適切な法律相談が排除できるという利点もある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（電話： 06-6208-8034 ）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市意見表明等支援事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKA
代表理事 奥村 仁美

3 随意契約理由

令和4年6月に改正された児童福祉法において、こどもの権利擁護の環境整備を行うことが都道府県等の業務として位置づけられ、措置等の決定時においてこどもの意見聴取等を行うことが義務づけられるとともに、こどもの意見表明等を支援するための事業（意見表明等支援事業）を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとされた。

このような状況を踏まえ、本市としては令和6年4月に委託先法人をプロポーザル方式により公募し、令和6年7月1日より令和7年3月31日までを契約期間として、NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKA（以下「当該事業者」という。）と随意契約を行ったところである。

本業務委託を受託するにおいては、意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（令和5年12月26日付子こ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、子どもアドボカシー学会等にて子どもアドボカイト養成講座を修了し、こどもの権利擁護と意見表明等支援にかかる専門性を有する意見表明等支援員を確保した団体であることが必要であり、現時点では別紙一覧で示した団体のみが、その条件に当てはまっている。

次年度の委託を行うにおいて、別紙一覧の団体すべてに当該事業の受託が可能かヒアリングをしたところ、可能と回答があったのは当該事業者のみであった。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該事業者と随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課

子どもアドボカシー学会 団体正会員一覧						
№	エリア	団体名	住所	電話番号	照会回	左記の理由
1	北海道・東北	一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ	宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地 みやぎNPOプラザ内	090-2844-1551	×	期日までの回答を求めるも応答なし
2	北海道・東北	一般社団法人ふたば	岩手県盛岡市黒石野1-37-1	050-5236-9852	×	距離
3	関東	一般社団法人子どもの声からはじめよう	東京都江戸川区東小松川3-35-13-204 NICハイム船堀（小松川市民ファーム内）	090-9156-3486	×	距離
4	関東	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	東京都渋谷区広尾5-23-5長谷部第一ビル402号室	03-6277-2419	×	現状、事業実施していない。自立支援事業に移行
5	関東	NPO法人子どもアドボカシーをすすめる会TOKYO	東京都杉並区成田東五丁目35番15号THE PLAZA F 2階	03-5335-7930	×	距離
6	関東	一般社団法人子どもアドボカシーセンターぐんま	群馬県高崎市田町57-1 太陽生命高崎ビル2F	080-6572-7269	×	期日までの回答を求めるも応答なし
7	関東	認定NPO法人国際子ども権利センター（C-Rights）	新宿区西早稲田2-3-18 早稲田奉仕園内アパコビル5F	03-5291-0820	×	期日までの回答を求めるも応答なし
8	関東	一般社団法人 チーム森もり	埼玉県比企郡滑川町みなみ野	0493-55-1451	×	距離
9	東海・北陸	一般社団法人子どもアドボカシーセンターNAGOYA	愛知県名古屋市中村区那古野1丁目44番17号嶋田ビル203号	090-1627-5297	×	交通費
10	東海・北陸	子どもアドボカシーセンターMIE	桑名市東方454第2富士コーポ263	090-7951-9426	×	距離
11	東海・北陸	認定特定非営利活動法人 福井県子どもNPOセンター	福井県福井市木田町36-1 コーポ木田201	0776-97-8460	×	期日までの回答を求めるも応答なし
12	東海・北陸	一般社団法人こどもアドボカシーセンター浜松	浜松市中央区佐鳴台4-2.20 NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム事務所内	053-525-9797	×	期日までの回答を求めるも応答なし
13	東海・北陸	特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター	三重県津市大里窪田町2709-1	059-232-0270	×	距離
14	東海・北陸	子どもアドボカシーセンターしずおか	静岡市駿河区大谷836	054-238-6835	×	期日までの回答を求めるも応答なし
15	近畿	NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKA	堺市堺区新町2-4小山電ビル2階	072-226-7227	○	
16	近畿	一般社団法人 toddleわかやま	和歌山県和歌山市新中島133-6	080-6183-5200	×	期日までの回答を求めるも応答なし
17	近畿	一般社団法人 子どもアドボカシーセンターKYOTO	京都府南丹市園部町船岡長畑52-3	0771-85-2050	×	人員
18	近畿	NPO法人 関西こども文化協会	大阪市中央区内平野町1-3-12 ajディナスティ大手前ビル201号室	06-6809-5613	×	人員
19	中国・四国	子どもアドボカシーセンター広島	広島市中区上幟町1-17 ソフィアコート上幟町Annex 3階	メール	×	期日までの回答を求めるも応答なし
20	中国・四国	アドボカシー事業所 ここまい	香川県高松市多賀町2丁目11-13 2階	087-802-5727	×	距離
21	中国・四国	子どもアドボカシー事業所 えひめ	愛媛県新居浜市庄内町6丁目6番12号	090-6284-2209	×	距離
22	九州・沖縄	NPO法人トナリビト 子どもアドボカシーセンター熊本「Me:vo（みいぼ）」	熊本県熊本市中央区	メール	×	期日までの回答を求めるも応答なし
23	九州・沖縄	子どもアドボカシーセンター北九州	福岡県北九州市八幡西区（代表 宮田）	メール	×	期日までの回答を求めるも応答なし
24	九州・沖縄	NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき	長崎市大黒町4-26-302（NPO法人長崎県子ども劇場連絡会内）	法人への問い合わせ 095-825-0533	×	期日までの回答を求めるも応答なし
25	九州・沖縄	NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき オンブズルーム（相談窓口）	長崎市本石灰町6-1-4階	代表理事への問い合わせ 090-3987-9202（古重）	×	期日までの回答を求めるも応答なし
26	九州・沖縄	子どもアドボカシーセンターひまわり	福岡県北九州市八幡西区上上津役4丁目22-2-2F夢宙空間あ・い・む内	080-1705-7737	×	距離

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和 8 年度大阪市緊急母子一時保護事業業務委託

- 2 契約の相手方
社会福祉法人 みおつくし福祉会
社会福祉法人大念仏寺社会事業団

- 3 特名随意契約理由

大阪市緊急母子一時保護事業は、不測の事態により保護を要する母子を一時的に保護することにより、当該母子の当面の生活安定と自立を図る市単費事業である。

昭和 56 年の事業開始当初は、主に居所がない等、生活に困窮する浮浪母子を保護し、最低限必要な衣食住を提供してきた。しかし近年では、DV被害を理由とする保護件数が年々増加し、精神障がい・知的障がいを持つケースや児童虐待ケースであるなど、複雑な課題を抱えて保護される母子が圧倒的多数である。抱える課題により、保護中の支援方法及び退所先も様々に変化する。

そのため、本事業の実施にあたっては、母子を保護するための設備を備えていることが必要不可欠である。さらに、二週間という期間の中で母子の心理的ケアを行いつつ問題・ニーズを探り、次の生活へ向けた迅速な支援を行える人的条件が整っていることが必要であることから、実施先としては母子生活支援施設が適当である。

市内で母子生活支援施設を運営しており、長年にわたり多種多様な母子ケースに支援を行ってきた実績を持つとともに、就労・保育・健康管理・生活設計など、母子を総合的にサポートできる体制が整っている事業者は社会福祉法人みおつくし福祉会と社会福祉法人大念仏寺社会事業団の 2 事業者のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を締結するものとする。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ
(電話番号 06 - 6208 - 8058)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度地域こども体験学習事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪教育文化振興財団
理事長 出海 健次

3 随意契約理由書

本事業は、地域のこどもの健全育成に関わる活動を行う大人が自立して自らの力でこどもに体験学習の機会を提供できるよう支援すること目的に実施している。

地域でこども育成に関わる活動を行う大人及びその大人から指導を受けるこどもが、自然体験、社会体験、文化体験など、さまざまな体験活動や指導プログラムに取り組み、多様なニーズに応じてより効果的な事業内容で実施するためには、毎年、事業内容を工夫して実施する必要がある。また、地域での体験活動の取組を一層活性化するためにも、当該事業と同種事業の企画・運営を実施する実績のある団体や事業者等からのより工夫した内容の提案を取り入れることにより、より一層の効果的な事業実施ができるため、委託事業者の選定手法は、公募型プロポーザル方式を採用した。

契約の相手方については、学識経験者等の委員で構成される地域こども体験学習事業委託事業者選定会議にて意見を聴取し、本市が提示した企画提案仕様書に対する記載内容が具体的であり、効率性、利便性、実効性の高い内容であるとの審査の結果を受け決定した。

また、本市としても当該事業者の企画提案を採用することが適当であると判断したため、上記事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
（電話番号 06-6684-9620）

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市立幼稚園給食用食材提供業務委託

- 2 契約の相手方
公益財団法人 大阪市学校給食協会
理事長 堀井 久司

3 随意契約理由

幼稚園給食で使用する副食食材の調達については、年間を通じて数百種類の食材数を使用することや日々の幼児数の増減、アレルギー対応、この間の食材価格の高騰などの理由で、予定価格を見込むことが困難である。さらに、本市において、現状、給食食材の調達に関して入札を行っている部署が存在していないことから情報もなく、入札の実施が困難な状況にある。

幼稚園給食で使用する副食食材については、食品の安全性に関する保護者の関心が非常に高いことから、保護者の不安を払拭し、幼児の食の安全性を確保することが重要である。また、食材費は保護者が給食費として負担することとなるため、この間の食材価格の高騰等の影響も考慮し、食材の調達にかかる各種コストを抑え保護者の負担を軽減することも重要である。それらを踏まえ、令和5年7月4日の局議において、食材等の安心・安全性の確保や食材等の調達及び配送コストの軽減等を図るため、本市の学校給食の献立を活用し、学校給食で使用する「食材規格」に準じた安全で安価な食材を学校給食のスキームを活用し調達することと決定した。

公益財団法人大阪市学校給食協会は、大阪市立学校で使用する学校給食用食材の調達、管理、各校への配送、食材納入業者への食材費の支払代行業務等（以下「食材提供業務」という。）を一括して行っており（詳細は下表参照）、食材の調達においても独自で見積合わせを行い、安全で安価な食材を確保できる事業者であること、また、教育委員会事務局の市場調査では、食材提供業務の実施可能な唯一の事業者であり、契約管財局の資格審査員会で承認される見通しの事業者であること等を踏まえ、幼稚園給食の円滑な実施を確保する上で有利と認めることができる。

以上から、本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号により、次の契約相手方と特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号
- 5 担当部署
こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ
(電話番号 06-6208-8165)

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市ひとり親家庭医療費助成にかかる審査支払業務委託（単価契約）
- 2 契約の相手方
社会保険診療報酬支払基金 大阪審査委員会事務局
- 3 随意契約理由
この業務は、療養給付の自己負担額から一部自己負担額を除いた費用の審査及び支払に関する事務を行っている。
社会保険にかかる療養の給付費用の支払及び審査業務は、社会保険診療報酬支払基金法第 15 条に業務として明記されており、同条第 3 項に「国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる」と規定されている。
社会保険者は、社会保険診療報酬支払基金を通じて療養の給付に関する費用の審査及び支払に関する事務を委託しているため、公費併用での請求となる公費負担医療についても、保険者とともに同団体に委託せざるを得ないため、社会保険診療報酬支払基金大阪審査委員会事務局と特名随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ
（電話番号 06 - 6208 - 7971）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」業務委託

2 契約の相手方

大阪市天王寺区細工谷1-1-5

一般社団法人 大阪府助産師会 会長 平山三千代

3 随意契約理由

本事業は、市立中学校に在籍する中学生を対象とし、性の問題をはじめとする思春期特有の医学的問題等の相談に応じるとともに、生命の尊さ、子育てに対する自覚及びお互いの性への理解を促す思春期健康教育を行うことにより、将来の結婚生活や妊娠・出産・子育てに重大な影響を与える思春期の男女の心身の健康保持増進に資することを目的として実施している。

本事業を委託する相手方事業者は、次の条件をすべて満たしている必要がある。第一に、地域の特性や性に関する課題は実施校によって様々であり、健康教育のテーマについても各学校の課題に沿って設定する必要があるため、学校側のニーズへの対応力及び企画力があること。第二に、本事業の実施校は毎年50校前後あり、各学校の様々なニーズに対応できる講師を派遣するため、一定規模の職員数及び派遣調整の機能を有していること。第三に、妊娠及び出産、性感染症、性の多様性など思春期の性に関する疑問や個別相談に対して適切に答えられる必要があるため、思春期の性に関する課題全般についての豊富な知識、経験及び面接技術があること。第四に、性に関する相談は、妊娠や性感染症等の可能性があるなど受診や支援を要する場合があります、地域の医療機関や社会資源の情報の提供、区保健福祉センターとの連携を必要とするため、地域に根差した事業者であること。

大阪府助産師会は専門性のある人材が確保されており、また、これまでの実績から見ても上記の条件を満たしていると言えることから、適切かつ確実に本事業を遂行できる唯一の団体である。

以上から、一般社団法人大阪府助産師会と特名随意契約を締結する。。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ（電話番号 06-6208-9966）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市習い事・塾代助成事業における令和8年3月利用分にかかる支払関係等業務委託（概算契約）

2 契約相手側

TOPPAN株式会社

アカウントパートナー 関西・中部エリア統括

執行役員 秋穂 俊也

3 随意契約理由

大阪市習い事・塾代助成事業は、市内在住の小学5年生から中学3年生の学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育にかかる費用を助成する事業であり、制度開始当初より、事業運営の大部分を包括的に民間事業者へ業務委託して実施している。本事業は平成25年度に実施した総合評価一般競争入札により落札した事業者の提案に基づき、ＩＣカード及び専用WEBシステム等を用いて運営しているが、現行の運営方法による実施は令和7年度までとし、令和8年度からは新しい事業運営方法へ見直しを行う予定である。現行の運営方法では、カードの利用期間をサービス提供月の翌月15日までとしており、参画事業者は、利用者から利用期間内にカードの提示を受け、専用WEBシステムに利用登録を行っている。利用額の支払いについては、参画事業者がサービス提供月の翌月15日までに専用WEBシステムから請求を行い、委託事業者が内容を審査のうえ支払額を取りまとめ、本市がサービス提供月の翌々月25日までに各参画事業者へ支払いを行っている。このため、令和8年3月利用分については、参画事業者から令和8年4月15日までに請求が行なわれ、本市が令和8年5月25日までに支払いを行う必要がある。当該支払い等の業務を行うためには、専用WEBシステム及びＩＣカードを用いた利用実績の把握が不可欠であり、本業務を実施できるのは、専用WEBシステム等を構築し、現行運営を担っているTOPPAN株式会社のみである。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定に該当するため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（こども育成グループ）（電話：06-6684-9467）

随意契約理由書

1 案件名称

母子保健にかかる訪問事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府助産師会

3 随意契約理由

助産師は、産褥期の養育者の身体・精神面について十分な知識を有し、母子相互作用の視点から育児の支援ができ、この時期に訴えの多い母乳育児や育児に関する相談に対して、個別性を重視した保健指導を具体的に行うことができる。また乳児及び妊産婦の健康管理だけでなく、養育力を高めるための支援も児童虐待予防の視点から重要であり、その技術を兼ね備えているのは助産師である。

本事業は、産婦の健康保持増進等を目的として、3か月健康診査を受けるまでの間の乳児を持つ家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」、児童虐待の未然防止を目的として、望まない妊娠等により出産後も育児困難が予想される妊婦・養育が困難になっている家庭を訪問する「専門的家庭訪問支援事業」及び乳児家庭全戸訪問事業と併せて実施し、養育者が赤ちゃんに対してどのような気持ちを抱いて接しているかを客観的に把握・評価する「赤ちゃんへの気持ち質問事業」、出産間近な妊婦の不安の解消及び出産後の見通し等を一緒に確認することを目的として、妊娠8か月頃の妊婦を訪問する「妊娠8か月頃面談事業」があり、いずれの事業も、乳児及び妊産婦を対象に実施するものである。

そのため、本事業を実施するにあたっては、妊娠期から産褥期の養育者の身体・精神面について十分な知識を有し、個別性を重視した保健指導を具体的に行うことができる専門職である助産師による実施が必要不可欠である。

また、本事業は、大阪市内24区に設置された保健福祉センターから依頼があれば、迅速に家庭訪問を実施する必要性があることに加え、訪問日は妊産婦の訪問希望日時に合わせる必要がある。現状、これらに対応でき、助産師を毎回確実に派遣できる団体は、大阪市内約800人の助産師が属し、助産師の派遣に関して柔軟に対応できる組織力や調整力を有し、さらに助産師業務の水準を維持・改善・向上のため、専門性の高い知識を学ぶための研修の実施と技術の練磨に組織的に努めている一般社団法人大阪府助産師会（以下「助産師会」という。）の他にはいない。

以上により、本事業を委託できる唯一の団体である助産師会と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ（電話番号 06-6208-9967）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市認定こども園等調査研究事業委託

2 契約相手方

一般社団法人大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長 市田 守男

3 随意契約理由

「大阪市認定こども園等調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を目的とし、大阪市内の認定こども園および施設型給付の幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図るため、各園の現状を踏まえたテーマや方法等に基づいて調査・研究を行う事業である。

認定こども園及び施設型給付の幼稚園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、各園の現状を踏まえたテーマ等について、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

当事業は、認定こども園及び施設型給付の幼稚園が対象となっており、各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させることが必要である。

一般社団法人大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会は、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園等の公共性を高めて、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されている団体であり、事業対象となる各園すべてが加盟している唯一の団体である。また、幼児教育の経験を積んだ現職の施設長により役員が構成されているため、各園の個別性を重視した支援を行う体制が構築されている。

当事業内容について柔軟に対応できる組織力や調整力を有しており、本事業を円滑に実施し、事業目的を達成できるのは当該団体の他にはいない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市認定こども園調査研究事業委託

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立保育連盟 会長 寺田 崇雄

3 随意契約理由

「大阪市認定こども園調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の認定こども園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業である。

本事業は、市内の認定こども園の各園が、教育・保育機関に関する知識や各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

認定こども園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、各園の現状を踏まえた調査研究について、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

当事業は、一般社団法人大阪市私立保育連盟へ加入している認定こども園が対象となっており、同連盟は対象の認定こども園すべてが加盟している唯一の団体である。また、保育経験を積んだ現職の施設長により役員が構成されているため、各園の個別性を重視した支援を行う体制が構築されている。

各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、認定こども園に関する制度や各園をとりまく現状を熟知する当団体を通じて調査研究を行うことが必要である。

また、各園からの報告をとりまとめて成果物を作成するためには、昭和 31 年に設立され、団体の活動として民間保育園・認定こども園の相互の連携、協調を図りながら、民間保育園・認定こども園の運営の推進、保育の質の向上を図っている団体であり、当事業を実施した経験を有する一般社団法人大阪市私立保育連盟に委託することが効果的であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、同団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市幼稚園調査研究事業委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長 市田 守男

3 随意契約理由

「大阪市幼稚園調査研究事業」は幼稚園教育の振興・普及を図るため、大阪市内の私立幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行う事業である。

私立幼稚園の教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行うには、単に研修・研究を企画し開催するだけではなく、法律・例規等や幼稚園等の教育機関・相談機関としての機能に関する知識を要し、継続して常に本市職員と連絡調整を行い、公私立幼稚園問わず全体を視野に入れた幼稚園振興活動を推進する必要がある。

一般社団法人大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会は、市内の私立幼稚園相互の提携協力により、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園の公共性を高めて、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されており、市内の私立幼稚園全園が加入する唯一の団体である。また、幼児教育の経験を積んだ現職の施設長により役員が構成されているため、各園の個別性を重視した支援を行う体制が構築されている。

当事業内容について柔軟に対応できる組織力や調整力を有しており、本事業を円滑に実施し、事業目的を達成できるのが当該団体の他にはない。よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、一般社団法人大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会との間において当委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案 件 名 称 大阪市一時預かり事業業務委託（一般型）（概算契約）

2 契約の相手方 社会福祉法人西淀川福祉会

3 随意契約理由

本市においては、市立保育所の再編整備の一環として、市立保育所の運営を民間委託しており、公募により委託先法人を選定している。

大阪市立佃保育所では令和2年度まで公設置公営保育所として一時預かり事業を実施してきており、運営業務の民間委託を開始した後においても、本市として引き続き同等の行政サービスを提供する必要があるため、当該保育所の運営業務の委託先法人の募集に際して一時預かり業務を含め、令和元年5月に公募を行い、令和元年12月に上記法人を委託先として選定し、令和2年度には引継ぎを行った上、令和3年4月1日から上記法人に佃保育所の運営業務を委託している。公募にあたっては、同保育所で実施している一時預かり業務の実施も条件として付していたことから、保育所運営業務の受託法人が保育所運営業務と合わせて実施することとなる。事業の継続性を確保し、円滑に民間委託を進める必要があることから、委託先法人でなければ当該業務を実施することができない。

よって、上記法人が本保育所を運営する唯一の法人であるため、特名随意契約により上記法人に当該業務を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（TEL06 - 6684 - 9146）

6 その他

令和8年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案 件 名 称 大阪市一時預かり事業業務委託（一般型）（概算契約）

2 契約の相手方 株式会社 みんなの未来計画

3 随意契約理由

本市においては、市立保育所の再編整備の一環として、市立保育所の運営を民間委託しており、公募により委託先法人を選定している。

大阪市立喜連保育所では令和7年度まで公設置公営保育所として一時預かり事業を実施してきており、運営業務の民間委託を開始した後においても、本市として引き続き同等の行政サービスを提供する必要があるため、当該保育所の運営業務の委託先法人の募集に際して一時預かり業務を含め、令和6年5月に公募を行い、令和6年12月に上記法人を委託先として選定し、令和7年度には引継ぎを行った上、令和8年4月1日から上記法人に喜連保育所の運営業務を委託している。公募にあたっては、同保育所で実施している一時預かり業務の実施も条件として付していたことから、保育所運営業務の受託法人が保育所運営業務と合わせて実施することとなる。事業の継続性を確保し、円滑に民間委託を進める必要があることから、委託先法人でなければ当該業務を実施することができない。

よって、上記法人が本保育所を運営する唯一の法人であるため、特名随意契約により上記法人に当該業務を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（TEL06 - 6684 - 9146）

6 その他

令和8年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」業務委託(長期継続)

2 契約の相手方

「随意契約結果(業務委託)」のとおり

3 随意契約理由

本業務は、国の補助事業であり、委託事業者への委託料は国が定める基準額に準じて設定しているところ、当該基準額は保育士等の有資格者で事業運営できるほど十分な額ではなく、価格競争による入札には適さない。本事業の実施にあたっては、創意工夫を持ったプログラムの実施、適切に他機関と連携するための知識やケースマネジメントの技術、地域のニーズを考慮した子育て関連情報の提供、地域の社会資源と連携した地域支援活動の実施等が必要であり、専門性を持った事業者による創意工夫や創造性が求められる。

また、公募型プロポーザル方式を採用することで、事業者の有する専門性を審査のうえ、当該事業者の提案内容に基づいた仕様を作成することで優れた成果を期待できる。

予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、2の契約相手方が各公募地域において評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、2の契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
(電話番号 06-6208-8111)

随意契約理由書

1 案件名称

総合福祉システム（福祉五法システム）施設等利用給付 L G W A N 端末にかかる関連ソフトウェア等の利用（長期継続契約）

2 契約の相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

本件は総合行政ネットワーク（LGWAN）を用いたクラウドでの運用とし、AI-OCR（総合福祉システムで使用するためのデータを作成するソフトウェアで株式会社 N T T データの自治体向け AI-OCR サービスである「NaNaTsu AI-OCR with DX Suite」を利用）と RPA（処理を自動化するソフトウェアで上記サービスと連携している「WinActor」を利用）を用いて、読み取ったテキストデータと画像処理された帳票を総合福祉システムに取り込むことにより、データ入力や書類の内容確認にかかる時間の短縮を図るものとなっている。

総合福祉システム内の改修や保守については、総合福祉システムを所管する福祉局福祉システム課が株式会社 N T T データ関西と業務委託契約を結んでいるが、本件はそれ以外に当課既設の LGWAN 端末を用いて運用していることから総合福祉システム外となるため、当課において別で契約を締結する必要がある。

株式会社 N T T データ関西は総合福祉システムの開発事業者であり、本件も同者が行った。「NaNaTsu AI-OCR with DX Suite」及び「WinActor」の利用は総合福祉システムの運用と密接な関係にあり、同者以外の者に履行させた場合、トラブル発生の際の責任の所在が不明確になり、システムの運用に支障が出るため、同者との契約が必要不可欠である。以上の理由により、本案件について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により株式会社 N T T データ関西と随意契約を締結する。

なお、本案件はライセンスの使用にあたっての運用保守業務を委託する業務委託契約であること、また、本市都合による解除となった場合も違約金を支払う条件となっていないこと、かつ毎年 4 月 1 日から継続的かつ反復的に役務の提供を受ける契約であることから、「長期継続を締結することができる契約を定める条例」の第 2 号に該当しているため、長期継続契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課（電話番号：06－6208－8085）

随意契約理由書

1 案件名称
あいりん児童健全育成事業業務委託（長期継続）

2 契約の相手方
社会福祉法人 石井記念愛染園

3 随意契約理由

本事業は

- ・地域に居住する児童にとって、テント小屋等により近隣の公園等の自由な利用ができず、生活拠点づくりが課題となっていたこと
- ・保護者が仕事にあぶれて飲酒や賭け事に興じる等、特別な支援を必要とする児童が一定数存在したこと

等の課題があったことを受け、昭和 51 年より実施してきた事業である。ただし、事業開始から 50 年以上が経ち、今般、新たな課題（外国にルーツを持つ保護者の増加、地域社会のつながりの希薄化により問題が外部から認識されづらくなっていること等）も表面化しているほか、令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法で新たに「児童育成支援拠点事業」が制度化されたため、本事業は同事業も行っているものとして、業務内容の追加を行った。

本事業の業務遂行にあたっては、児童や保護者に対する指導や相談等を行うのみならず、

- ・あいりん地域特有の課題（貧困世帯の流入が多いこと、不適切な養育環境におかれ情緒や対人関係の構築に課題を抱える児童が一定数いること、薬物やアルコールに関する課題を抱える保護者が一定数いること等）への対応
- ・前述の新たな課題への対応
- ・児童育成支援拠点事業の実施に伴い、新たに追加された業務内容への対応

が求められるところ、本市職員にはそれらの十分なノウハウがなく、事業者より支援方法の提案を受けたうえで仕様書を作成することがより優れた成果を期待できることから公募型プロポーザルを実施して事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、社会福祉法人石井記念愛染園が契約相手方として選定されたため、その意見を踏まえ、当該相手方と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
こども青少年局子育て支援部管理課
（電話番号 06-6208-8111）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立幼稚園保育補助管理システムにかかるサービス提供業務委託（長期継続契約）

2 契約の相手方

N T Tビジネスソリューションズ株式会社 大阪ビジネス営業部

取締役大阪ビジネス営業部長 内海 夕香

3 随意契約理由

市立幼稚園は、小中学校と幼稚園を一体とした「校務支援システム」にて幼稚園運営・業務を行っているが、将来的な市立保育所との連携を見据え、児童の登降所管理・保護者からの欠席連絡・緊急時の情報発信については市立保育所が使用している「コドモン」を校務系システムと併用して導入し、令和6年度に随意契約にて2か年の長期継続契約を締結した。

令和6年度当時は、令和8年度以降は幼保一体となった次期保育補助管理システムを稼働させ、保育所も幼稚園も同一システムを使用する予定であったところ、令和7年3月に教育委員会事務局より、次世代の校務支援システムには、幼稚園が必要とする登降園管理などの機能を搭載する予定と説明があった。

幼稚園においては、新たに幼保一体となった保育補助管理システムを構築するよりも、次世代の校務支援システムを使用する方がシステム保守やコスト削減のため適切であると判断したが、当該システムの開発スケジュールの遅れにより、次世代校務支援システムのリリース時期は令和9年10月になる旨、教育委員会事務局より示されたところである。

コドモンとの現契約が満了する令和8年4月～次期校務支援システムリリース時期である令和9年9月までの間についても、登降園管理や保護者との連絡、緊急時の情報発信等は幼稚園において必要不可欠であるところ、もし仮に今から入札で新たな登降園管理システムを導入する場合、入札、契約、システム導入期間で概ね6か月を要するため、令和8年4月からの導入は不可能となる。当該システムは先に述べたとおり継続的に使用するものであるため、契約期間に空白期間が出ることは許されない。また、新たな登降園管理システムを入札により導入したとしても、実質1年程度の稼働となり、経費的な合理性も乏しいことから、必然的に次期校務支援システムのリリース時期までは現行の「コドモン」を継続使用せざるを得ない。

また、契約額についても、現行事業者であるN T Tビジネスソリューションズ株式会社との契約を延長した場合、導入初期経費が不要となることから、他社よりも安価での契約が可能となる。

以上のことから、次世代の校務支援システムがリリースされるまでの間については、当初予期し得なかった当該システムの開発スケジュールの遅れにより現行の「コドモン」の契約

を延長せざるを得ず、また、入札に付すよりも経費の節減が認められる等有利であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課（幼稚園運営企画グループ）
（電話 06-6208-8165）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」（週5日型）

2 特名随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」は、地域の子育て支援機能の充実を図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等を実施することを業務内容とする。

大阪市立保育所の運営委託化に伴う公募選定にあたり本業務の実施を条件と付しており、また、本業務について保育所と一体的に実施してきたことから、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であり、継続して同施設で実施することが地域の子育て支援機能の充実に寄与するということであるが、これらの基本事業に加え、昨年度より、地域全体で子育てを支援するという観点から地域に開かれた運営を行うことが強く求められていることを鑑み、加算事業として地域支援のための取組を業務内容に加え、また、児童福祉法改正に伴い定められた地域子育て相談機関としての取組についても業務内容に加えることとしたところである。

地域支援の取組は、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱上、本業務の基本業務に付随する加算事業として位置づけられていることから本事業の契約相手方のみ実施できるものであり、また地域子育て相談機関としての業務は、子育て親子からの相談内容に応じ、必要に応じて子育て支援室等の関係機関につなぐという内容が、従来の本事業の業務内容である「子育て等に関する相談・援助」の実施内容の延長線上にあるものであり、これまでの業務と大きく内容が変わるものではない。

地域子育て相談機関については、各区別に中学校区ごとに順次対象場所を選定し実施していく方向であり、令和8年度より新たな契約相手方により運営委託を行う喜連子育て支援センター（（株）みんなのみらい計画）については、令和7年4月に本市より地域子育て相談機関に選定されており、市立保育所の運営委託化に伴う本業務の実施条件に付しているため、引き続き地域子育て相談機関としての業務を行うこととする。その他の契約相手方により運営委託を行う旭子育て支援センター（社会福祉法人向日葵福祉会）及び西淀川子育て支援センター（社会福祉法人西淀川福祉会）については、地域子育て相談機関としての要件等を現時点では満たしていないため、令和8年度契約については業務を付さないものとする。

よって、本事業については、別紙の契約相手方と地方自治法施令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

3 契約相手方

社会福祉法人 西淀川福祉会 理事長 門谷 充男

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課 (電話 06-6684-9109)

6 その他

令和 8 年 3 月 24 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」（週5日型）

2 特名随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」は、地域の子育て支援機能の充実を図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等を実施することを業務内容とする。

大阪市立保育所の運営委託化に伴う公募選定にあたり本業務の実施を条件と付しており、また、本業務について保育所と一体的に実施してきたことから、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であり、継続して同施設で実施することが地域の子育て支援機能の充実に寄与するということであるが、これらの基本事業に加え、昨年度より、地域全体で子育てを支援するという観点から地域に開かれた運営を行うことが強く求められていることを鑑み、加算事業として地域支援のための取組を業務内容に加え、また、児童福祉法改正に伴い定められた地域子育て相談機関としての取組についても業務内容に加えることとしたところである。

地域支援の取組は、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱上、本業務の基本業務に付随する加算事業として位置づけられていることから本事業の契約相手方のみ実施できるものであり、また地域子育て相談機関としての業務は、子育て親子からの相談内容に応じ、必要に応じて子育て支援室等の関係機関につなぐという内容が、従来の本事業の業務内容である「子育て等に関する相談・援助」の実施内容の延長線上にあるものであり、これまでの業務と大きく内容が変わるものではない。

地域子育て相談機関については、各区別に中学校区ごとに順次対象場所を選定し実施していく方向であり、令和8年度より新たな契約相手方により運営委託を行う喜連子育て支援センター（（株）みんなのみらい計画）については、令和7年4月に本市より地域子育て相談機関に選定されており、市立保育所の運営委託化に伴う本業務の実施条件に付しているため、引き続き地域子育て相談機関としての業務を行うこととする。その他の契約相手方により運営委託を行う旭子育て支援センター（社会福祉法人向日葵福祉会）及び西淀川子育て支援センター（社会福祉法人西淀川福祉会）については、地域子育て相談機関としての要件等を現時点では満たしていないため、令和8年度契約については業務を付さないものとする。

よって、本事業については、別紙の契約相手方と地方自治法施令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

3 契約相手方

社会福祉法人 向日葵福祉会 理事長 岡本 恒男

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課 (電話 06-6684-9109)

6 その他

令和 8 年 3 月 24 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」（週5日型）

2 特名随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」は、地域の子育て支援機能の充実に図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等を実施することを業務内容とする。

大阪市立保育所の運営委託に伴う公募選定にあたり本業務の実施を条件と付しており、また、本業務について保育所と一体的に実施してきたことから、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であり、継続して同施設で実施することが地域の子育て支援機能の充実に寄与するということであるが、これらの基本事業に加え、昨年度より、地域全体で子育てを支援するという観点から地域に開かれた運営を行うことが強く求められていることを鑑み、加算事業として地域支援のための取組を業務内容に加え、また、児童福祉法改正に伴い定められた地域子育て相談機関としての取組についても業務内容に加えることとしたところである。

地域支援の取組は、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱上、本業務の基本業務に付随する加算事業として位置づけられていることから本事業の契約相手方のみ実施できるものであり、また地域子育て相談機関としての業務は、子育て親子からの相談内容に応じ、必要に応じて子育て支援室等の関係機関につなぐという内容が、従来の本事業の業務内容である「子育て等に関する相談・援助」の実施内容の延長線上にあるものであり、これまでの業務と大きく内容が変わるものではない。

地域子育て相談機関については、各区分に中学校区ごとに順次対象場所を選定し実施していく方向であり、令和8年度より新たな契約相手方により運営委託を行う喜連子育て支援センター（（株）みんなの未来計画）については、令和7年4月に本市より地域子育て相談機関に選定されており、市立保育所の運営委託に伴う本業務の実施条件に付しているため、引き続き地域子育て相談機関としての業務を行うこととする。その他の契約相手方により運営委託を行う旭子育て支援センター（社会福祉法人向日葵福祉会）及び西淀川子育て支援センター（社会福祉法人西淀川福祉会）については、地域子育て相談機関としての要件等を現時点では満たしていないため、令和8年度契約については業務を付さないものとする。

よって、本事業については、別紙の契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

3 契約相手方

株式会社 みんなの未来計画 代表取締役 濱田 和人

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課 （電話 06-6684-9109）

6 その他

令和8年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（ひろば型）」（週 5 日型）

2 特名随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（ひろば型）」は、地域の子育て支援機能の充実を図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等を実施することを業務内容とする。

大阪市立保育所の運営委託化に伴う公募選定にあたり本業務の実施を条件と付しており、また、本業務について保育所と一体的に実施してきたことから、保育所運営業務の委託先である社会福祉法人たから福祉会に委託することが合理的であり、継続して同施設で実施することが地域の子育て支援機能の充実に寄与するということであるが、これらの基本事業に加え、昨年度より、地域全体で子育てを支援するという観点から地域に開かれた運営を行うことが強く求められていることを鑑み、加算事業として地域支援のための取組を業務内容に加えている。

地域支援の取組は、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱上、本業務の基本業務に付随する加算事業として位置づけられていることおり、本事業の契約相手方のみ実施できるものであることから、上記の相手方と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を締結する。

3 契約相手方

社会福祉法人 たから福祉会 理事長 原 一男

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課 （電話 06-6684-9109）

6 その他

令和 8 年 3 月 24 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保育所保育補助管理システムにかかるサービス提供業務委託

2 契約の相手方

(住 所)大阪府大阪市西区阿波座二丁目1番 11 号

(社 名)NTTビジネスソリューションズ株式会社 大阪ビジネス営業部

(代表者名)取締役大阪ビジネス営業部長 内海 夕香

3 随意契約理由

本業務委託は、市立保育所(公設置公営)に通う児童の登降所管理、保護者からの欠席連絡、緊急時の情報発信、総務事務システムで勤怠管理を行えない会計年度職員等の勤務時間集計、個別の指導計画の管理、保育所での日常を撮影した写真などを保護者と共有する、といった業務をシステムにより行うものであり、令和2年度に一般競争入札(WTO案件)により業者決定を行い、令和3年2月 26 日に、令和3年3月1日～令和8年3月 31 日までの長期継続契約を締結している。

一方、市立幼稚園においては、以前より小中学校と幼稚園を一体とした「校務支援システム」にて幼稚園の管理・運営業務を行っていたところであるが、将来的な保育所との連携を見据え、令和6年5月1日から令和8年3月 31 日までは、児童の登降園管理に関する業務などについては保育所にてすでに導入済のシステムと同一のものを使用することとしたところである。令和6年度当時は、令和8年度以降は幼保一体となった次期保育補助管理システムを稼働させ、保育所も幼稚園も同一システムを使用することを想定しており、令和7年9月から当該システム導入のための入札を実施する予定であった。

しかしながら、令和7年3月に教育委員会事務局より、次世代の校務支援システムには幼稚園が必要とする登降園管理などの機能を搭載する予定と説明があり、幼稚園においては、新たに幼保一体となった保育補助管理システムを構築するよりも次世代の校務支援システムを使用する方が、システム保守やコスト削減のため適切であると判断したところであるが、当該システムの開発スケジュールの遅れにより構想策定が令和7年度第3四半期以降となったため、幼稚園側が正式に次世代の校務支援システムを使用すると決断したのが、令和7年 10 月となった。

本案件は、保護者の利便性や、保育士の働き方改革などの要素を加味する必要がある、単なる価格競争のみの調達はそのようなことから 総合評価一般競争入札で事業者選定を行うことが適当であると考えられるが、そのための入札期間(外部有識者の選定行為含む)および令和8年4月1日からの導入のための各種準備期間を考慮すると、令和7年8月には契約事務審査会において調達方針を決定し、事務を進めておく必要があるが、現時点ではすでに時期を逸した状況である。

今から次期保育補助管理システムの調達を実施する場合、調達方針の決定からおおよび履行開始までの事前準備に必要な期間として8か月必要となり、そうすると令和8年4月1日～6月 30 日までの間は保育補助管理システムが使用できない状況となるが、先に述べたように保育所の基幹的なシステムであるため、

継続的な運用が求められる。

また、保育は4月から3月までという年度単位で実施するところ、仮に年度途中で保育補助システムを切り替えた場合、保護者と保育所との間の連絡帳として使用しているお便り帳などの機能が年度途中での引き継ぎに制限があり、システム変更後は以前のデータが閲覧できないなどの影響があることから、期中の契約開始もできないため、新たな事業者との契約は令和9年4月1日からとせざるを得ない。

上記の理由から、次期保育補助管理システムの調達方針の決定から履行開始までの事前準備に必要な期間として8か月の期間を要することに加え、保護者への影響が出ることから期中の開始もできないことから、令和8年度の一年間については、現行事業者であるNTTビジネスソリューションズ株式会社との契約を延長せざるを得ないものである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話番号 06-6684-9345）

随意契約理由書

1 案件名称

5歳児健康診査に係る従事医師向け研修業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

5歳児健康診査については、令和5年12月に国より実施要綱が定められ、令和6年度補正予算のEBPMにおいては、令和10年度までに全国での実施率100%を目指すことが示されたところである。

本市においても令和10年度の実施を目指し、令和7年度から5歳児健康診査実施検討ワーキンググループを設置し、実施方法の検討を進めている。

一方、5歳児健康診査の実施には、医師や保健師、心理士等の多職種の確保が必要となっており、とりわけ、医師の確保については、現行の集団健康診査（3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）においても苦慮している現状であるにも関わらず、5歳児健康診査の実施にあたり、現在の健康診査での必要数に加えて、新たに約250名程度の医師の確保が必要である。

そこで、5歳児健康診査に対する医師の理解を深め、5歳児健康診査への従事について、前向きに検討してもらえるようになることを目的として、5歳児健康診査の意義・目的や5歳児健康診査における診察医の役割及びその他専門職の役割、府下他市町村における5歳児健康診査での診察医の役割に関する事例紹介等を内容とする研修を実施し、また、研修実施後に、研修参加医師に対して5歳児健康診査への従事の可否についてアンケートを実施することにより、本市の医師確保に向けての参考とする。

本事業においては、適切に対象者を把握することや、きめ細やかな勧奨等を通じて受講率の向上及びアンケートの回収を行うことが求められ、また、府下他市町村の情報にも精通している必要がある。一般社団法人大阪府医師会は、専門的な医学的知識等を有する団体であるとともに、研修対象となる大阪府下の医療機関の医師で構成される唯一の団体でもあることから、当事業内容について柔軟に対応できる組織力や調整力を有しており、本事業を円滑に実施し、事業目的を達成できるのは当該団体の他にはいない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 管理課（母子保健担 G） （電話番号 06-6208-9966）

随意契約理由書

1 契約案件名

若年ひとり親家庭等支援事業業務委託

2 契約相手方

特定非営利活動法人D e e p P e o p l e 理事長 牧 文彦

3 随意契約理由

これまで本市が実施する各種ひとり親支援事業について、離婚届の提出時や児童扶養手当の現況届時にサポートブックの配付を行う等の周知を行うとともに、民間事業者と連携協定を締結し広報協力体制を構築する等工夫を重ねてきたが、令和5年度に実施したひとり親家庭等実態調査においては、特に若年ひとり親家庭で制度の認知度が低く、従来の手法が奏功していないことが明らかとなった。

また、実際の交流事業の実施においては、若年ひとり親家庭が参加したくなるようなイベント等の実施が必要であり、本市にそのノウハウがないことから、事業内容について事業者からの提案を受けることで、多くの若年ひとり親家庭が参加する交流事業を実施し、これを契機に必要な支援につなげることを目的とし、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、特定非営利活動法人D e e p P e o p l e が契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、特定非営利活動法人D e e p P e o p l e と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（電話：06-6208-8035）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市病児・病後児保育事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人阿望仔

3. 特名随意契約理由

本市の病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等において、保育所に通所している児童及びそれと同様の状況にある児童（小学校修了までの児童を含む）が病気の際に、自宅での保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない期間（原則として1週間）、昼間その児童を預かる事業であり、「大阪市こども計画」（以下「計画」という。）に基づき、拡充を図っていくこととしている。

本市では、0～2歳児の保育の無償化など子育て支援の充実を進めていることから、本事業のさらなる利用者増が見込まれており、増大するニーズに対して安定的にサービスを提供する体制を確保する必要があるため、事業実施要綱に定める職員配置や設備基準等を満たす医療機関等であれば、事業者全てを契約相手方とするため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06 - 6208 - 8112）